

## 上場企業への議決権行使状況と今後の注目点

西山 賢吾 CMA・CIIA

### 目 次

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1. はじめに               | 4. 「目的を持った対話」と議決権行使 |
| 2. 主要議案の賛否の状況         | 5. 終わりに             |
| 3. (参考) 個人投資家の議決権行使状況 |                     |

国内上場企業に対する株主の議決権行使結果を見ると、独立性の低い社外取締役、監査役選任や役員対象慰労金贈呈、買収防衛策等の議案への賛成比率が他の議案より低いという特徴がある。スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードにおいては「目的を持った対話」が重視されているため、議決権行使の位置付けが今後低下するとの見方もある。しかし、対話を経た上で投じられた議案への賛否は形式、表面的なものではなく、議論を行った結果の意思決定であることから、むしろ議決権行使の重要性は高まることになる。

### 1. はじめに

本稿では、2010年6月に開催された株主総会より始まった、臨時報告書による上程議案の賛否結果の開示データを主に用い、国内企業に対する株主の議決権行使結果と、そこに見られる特徴について概観した上で、議決権行使をめぐる今後の注目点に言及する。

対象は野村証券(株)で業績予想の分析、集計を行う3月が本決算期である企業で、10年と11年はNOMURA400構成企業、12年以降はRussell/Nomura Large Cap構成企業である(注1)。

図表1は、分析対象企業の主な上程議案とその上程企業の割合を、10年から14年までの単純平均と15年に分けて示したものである。毎年過半超の企業が上程する議案は取締役選任、剰余金処分、そして監査役選任議案である。

取締役選任議案は90%超の企業で上程されている。株主総会で最も重要な議案と考えられる上に、定款で取締役の任期を1年としている企業も少なくないことが要因と考えられる。

支払配当額などを決める剰余金処分議案は約4分の3の企業が上程している。同議案を上程していないのは、無配企業や、定款により剰余金処分



西山 賢吾 (にしやま けんご)

野村証券(株)エクイティ・リサーチ部シニアストラテジスト (コーポレートガバナンス/コーポレートアクション調査担当)。1991年早稲田大学政治経済学部経済学科卒業。同年4月、野村総合研究所入社。大阪調査部、野村証券(株)投資調査部、経済調査部等を経て現職。